

公園管理におけるデジタル技術活用に向けた調査検討業務委託に関する
業務説明資料

1 件名

公園管理におけるデジタル技術活用に向けた調査検討業務委託

2 概算業務価格（上限）

概算業務価格（令和4年度）は18,000,000円（税込）です。

3 履行期限

契約締結日から令和5年3月24日まで

4 業務目的

新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動に大きな影響を及ぼし、これに伴い、人々の意識や価値観にも変化・多様化が生じています。さらに、5GやAIなど近年のデジタル化の急速な進展により、新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化が加速化しています。一方、現在の都市の姿は、人々が望む「働き方」や「暮らし方」を十分に実現できるものとはなっておらず、その実現に向けた対応が求められています。

国土交通省では、今後の都市政策のあり方として、AI、IoTといった新技術や都市活動に関するデータをまちづくりに取り込み、市民一人ひとりのニーズに応える都市アセットの利活用や都市サービスの創出を進めることが重要であるとしており、公園においてもデジタル化の促進が重要としています。

そのような中、本市では、デジタル統括本部において“デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる”ことを基本目的とした「横浜DX戦略（仮称）」の方向性/骨子案を公表し、全庁としてデジタル化の推進を図ることとしています。

そこで本委託では、デジタル化の推進に向けて、公園の利用者サービスの向上及び公園管理業務における課題解決や業務効率化等を目的とした、AI等のデジタル技術の活用方法について、実証実験とともに検討を行うものです。

5 業務内容

(1) 公園管理業務の課題整理

公園緑地事務所及び公園緑地維持課等へのヒアリングを行い、公園管理業務の課題を把握し、緊急度や重要度の観点等でとりまとめる。

(2) 課題に対応したデジタル技術の整理

(1)の課題の解決につながるデジタル技術について事例調査等を行い、実現可能性及び効果の観点等からとりまとめる。

(3) 実証実験の実施、検証

(1)及び(2)の結果を踏まえ、利用者サービスの向上及び公園管理業務における課題解決や業務効率化等に向け、以下のア及びイについて、デジタル技術を活用した実証実験を行い検証する。実証実験は2公園程度で実施することとし、実施に当たっては公園管理者等と調整することとする。

ア 利用者サービスの向上

・ A I 機能とカメラ等を活用した園地等の混雑状況の把握及び情報提供等

イ 公園管理業務における課題解決や業務効率化等

・ A I 機能とカメラ等を活用したマナー啓発等

(4) 今後の活用の検討

(3) の検証結果を踏まえ、利用者サービスの向上及び公園管理業務における課題解決や業務効率化等を目的とした、A I 等のデジタル技術の今後の活用方法を検討する。

(5) 打合せ協議

初回、中間 1 回、完了時の合計 3 回実施する。

(6) 成果品の作成

ア 業務報告書：2 部

イ 上記及び業務のために収集した電子データ一式：2 枚（CD-ROM 等）

※成果品の納入先は環境創造局公園緑地管理課とします。

6 その他

- (1) 契約締結後速やかに業務に着手し、所定の履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (2) 本業務の内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、指示又は承認を受けること。
- (3) 仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (4) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典等はすべて明確にする。
- (5) 本業務に関連して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。これらに関して委託者の了承なしに公開しないこと。
- (6) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (7) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。
- (8) 本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。